

令和4年10月11日  
指 導 室

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例について

1 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正案  
概要

(1) 趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備するため

(2) 改正内容

再任用短時間勤務職員が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務職員が導入されることに伴い、当該職員の正規の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日、年次有給休暇について定める。(第3条、第4条、第5条、第6条、第15条関係)

なお、附則において経過措置を定める。

(3) 新旧対照表

2ページ以降のとおり

(4) 施行期日

令和5年4月1日

2 その他

本条例の改正に伴う江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則ほか関連規則の改正について、本条例の成立後、別途本委員会に諮ることとする。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、江東区教育委員会規則(以下「<u>教育委員会規則</u>」という。)で定める期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定により定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「<u>人事委員会</u>」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日(次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜日まで</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(1週間の正規の勤務時間)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の正規の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>4 教育委員会は、職務の性質により前3項の規定により難しいときは、休憩時間を除き、江東区教育委員会規則(以下「<u>教育委員会規則</u>」という。)で定める期間につき1週間当たり38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従った時間、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては前項の規定により定める時間)とする正規の勤務時間を、特別区人事委員会(以下「<u>人事委員会</u>」という。)の承認を得て、別に定めることができる。</p> <p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 教育委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日(次条第1項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。)において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、月曜日から金曜</p>

の日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 (略)

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第6条 (略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員（第4条

日までの日において、1日につき7時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。

2 (略)

(週休日)

第5条 日曜日及び土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 教育委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、前項の規定にかかわらず、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあつては8日以上上の週休日）を設けるものとする。ただし、職務の特殊性又は当該幼稚園の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、これにより難しい場合において、人事委員会の承認を得て、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設けるときは、この限りでない。

(週休日の振替等)

第6条 (略)

2 半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員

第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。)については、適用しない。

第7条～第14条 (略)

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2～5 (略)

第16条～第20条 (略)

(第4条第1項の規定により、1日につき7時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。)については、適用しない。

第7条～第14条 (略)

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、1会計年度において、20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数)とする。

2～5 (略)

第16条～第20条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。